

令和6年10月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

境町長 橋本 正裕

市町村名 (市町村コード)	境町 (08546)	
地域名 (地域内農業集落名)	境地区 (境)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の大半が市街化区域となっており、畑地が散在しているため、営農自体が難しい地域となっている。
担い手も普通作農家为中心であり、主に改良区内の水田を中心に集積が行われている。
散在する畑地について、担い手の確保が困難な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、改良区を中心に担い手への集約を行う。
畑地については、地域外の野菜農家への斡旋を行うほか、今後、恒久的に遊休化が見込まれる農地については、農地以外の活用方法についても検討が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作が行われておらず、今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手へ農地集積を進める。 市街化区域については、作業受委託契約書を交わすことにより、担い手の見える化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
市街化区域以外の農地の利用権の設定については、すべて農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、農業改良普及センター、JA等の関係機関と連携し多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じ今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣(アライグマ等)の被害が生じた場合、農業者への箱わなの貸出し(設置、回収等)により被害を最小限に抑える。